

# 青森県報

第三千八百三十九号

平成二十六年  
五月七日  
(水曜日)

## 目 次

### 告 示

- 生活保護法による指定介護機関の所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地変更の届出……………(健康福祉課) ……一
- 生活保護法による指定介護機関の所在地並びに介護予防事業所の名称及び所在地変更の届出……………(同) ……二
- 生活保護法による指定介護機関の所在地及び居宅介護支援事業所の所在地変更の届出……………(同) ……三
- 生活保護法による指定介護機関の介護予防支援事業所の所在地変更の届出……………(同) ……四
- 介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………(高齢福祉課) ……四
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による応急入院指定病院の指定……………(障害福祉課) ……四
- 公安委員会
  - 警備員指導教育責任者講習(新規取得講習)の実施……………(生活安全課) ……五
  - 警備員指導教育責任者講習(追加取得講習)の実施……………(同) ……六

## 告

## 示

青森県告示第三百七十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二

第二号の規定により告示する。

平成二十六年五月七日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分
ヤリテ・シ	特定非常営	"	"	医療法人 青仁会	八戸市大字 田面木字 坂一六の三	株式会社 なごみの里	弘前市大字 藤代二丁目 二二の七	名称 主たる事務 所在地
目三三二	青森市第二 問屋町三二	訪問介護	訪問看護	訪問看護 ティンフォ	八戸市大字 尻内町字 七百四六の八	ヘルパー ヨンナごみさき	弘前市大字 藤代二丁目 二二の七	居宅介護 種類
チエンピア	訪問介護	"	"	八戸市大字 田面木字 坂二四の一	八戸市大字 尻内町字 七百四六の八	スルバール ヨンナごみさき	弘前市大字 藤代二丁目 二二の七	名称 所在地
二RASAOKU	八戸市大字 田面木字 坂二四の一	"	"	八戸市大字 尻内町字 七百四六の八	八戸市大字 尻内町字 七百四六の八	弘前市大字 藤代二丁目 二二の七	弘前市大字 藤代二丁目 二二の七	居宅介護 事業所
二五二一六	八戸市多賀 台一丁目一	"	"	八戸市大字 尻内町字 七百四六の八	八戸市大字 尻内町字 七百四六の八	平成 二六・二一	平成 二六・二一	変更 年月日

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	
社会福祉法人桜木社		"		だ有 い限 ち会 社		株 朝日 護社		"		社 市 法 社 協 議 会 福 石	社 法 社 福 石	
二五 の二 一五	むつ 市一 中央 三	三和 番五 の五 の六	十和 和田 市東 の六	三三 番番 町町 六六 の東	三三 番番 町町 六六 の東	三和 番五 の五 の六	十和 和田 市東 の六	三三 番番 町町 六六 の東	三和 番五 の五 の六	一黒 丁石 目市 一境 の松	一黒 丁石 目市 一境 の松	一内 町黒 六石 一市 の東
訪問 介 護		訪問 看 護		"		"		訪問 介 護		訪問 看 護		
ビル ホ ム サ ム へ 桜 木		ばヨ ス訪 ンテ ンテ ちク シク シ		ばヨ ス訪 ンテ ンテ ちク シク シ		日事 業訪 所問 一介 朝護		シム ンソ ンテ ンテ パ パ		ヨス ンテ ンテ シ	訪 問 サ ワ ヤ カ シ	
三町 一む のつ 六市 〇丁 目小 一川	町む 一つ 三市 の桜 一木	三和 番五 の五 の六	十和 和田 市東 の六	三三 番番 町町 六六 の東	三三 番番 町町 六六 の東	二民 八牡 二丹 の平 一市 字大 一福	三黒 四石 の市 四八 甲	"		一内 九町 三黒 一石 の市 一東 の東		
二五 ・四 一		"		二五 ・九 一六		二六 ・二 一〇		"		二六 ・一 一六		

変更後	変更前	区 分
里な ごみ の社	株 式 会 社	名 称
二藤 二弘 の代 七前 目市 大 字	弘 前 市 大 字	所 主 の 在 務 地 事 業 者
訪 問 介 護	介 護 予 防	類 事 業 の 種 防
ろみ のさ き	ヨ ス ヘ ル パ ー シ	名 称
五弘 三前 九和 一市 六川 合大 字	二藤 二弘 の代 七前 目市 大 字	所 在 地
二六 ・三 一	平 成	年 月 日 更

青森県告示第三百七十三号  
生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地並びに介護予防事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十六年五月七日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前
ク ス ツ ロ ダ	有 限 会 社	社 協 議 会 福 石	社 法 社 福 石
の字 一 五	三戸 郡 階 上 七 七	九田 三町 字津 沖大 津字 一鶴	北 津 軽 郡 鶴
訪 問 介 護		訪 問 看 護	
は し り か み	ヨ ス ヘ ル パ ー シ	ヨ ス ヘ ル パ ー シ	ヨ ス ヘ ル パ ー シ
〇字 の三 七	三戸 郡 階 上 三 七	〇グ 七三 ラ三 ン六 デラ ーの 二	三三 田田 四町 字津 鷹大 ノ字 尾鶴
	二五 ・三 一		二五 ・三 一七

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
"	"	有 限 会 社 だ い ち	"	株 式 会 社 朝 日 護	"	社 会 福 祉 法 人 市 民 協 議 会	"	特 定 非 営 利 活 動 法 人 ヤ リ ラ テ シ	"	医 療 法 人 青 仁 会	"
十 三 番 五 町 一 の 六	十 三 番 三 町 六 の 六	十 三 番 五 町 一 の 六	十 三 番 三 町 六 の 六	黒 石 市 八 甲 三 四 の 四	黒 石 市 一 丁 目 一 の 松	黒 石 市 大 字 一 内 町 六 一 の	青 森 市 第 二 問 屋 三 三 一 目 三 の 三	八 戸 市 大 字 一 面 六 の 三	八 戸 市 大 字 一 面 六 の 三	八 戸 市 大 字 一 面 六 の 三	八 戸 市 大 字 一 面 六 の 三
訪 問 予 護 防	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
訪 問 予 護 防	訪 問 予 護 防	訪 問 予 護 防	訪 問 予 護 防	訪 問 予 護 防	訪 問 予 護 防	訪 問 予 護 防	訪 問 予 護 防	訪 問 予 護 防	訪 問 予 護 防	訪 問 予 護 防	訪 問 予 護 防
十 三 番 五 町 一 の 六	十 三 番 三 町 六 の 六	十 三 番 五 町 一 の 六	十 三 番 三 町 六 の 六	黒 石 市 大 字 一 内 町 三 一 の	黒 石 市 大 字 一 内 町 三 一 の	黒 石 市 大 字 一 内 町 三 一 の	八 戸 市 大 字 一 内 町 三 一 の	八 戸 市 大 字 一 内 町 三 一 の	八 戸 市 大 字 一 内 町 三 一 の	八 戸 市 大 字 一 内 町 三 一 の	八 戸 市 大 字 一 内 町 三 一 の
"	"	二 五 ・ 九 ・ 一 六	二 五 ・ 九 ・ 一 六	二 六 ・ 一 ・ 一 六	二 六 ・ 一 ・ 一 六	二 六 ・ 一 ・ 一 六	二 五 ・ 三 ・ 一 六	二 五 ・ 三 ・ 一 六	二 五 ・ 三 ・ 一 六	二 五 ・ 三 ・ 一 六	二 五 ・ 三 ・ 一 六

区分	名称	主たる事務所所在地	名称	所在地	変更年月日
	居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業所		

青森県知事 三村 申 吾

平成二十六年五月七日

青森県告示第三百七十四号  
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
ク ス ツ プ ロ ダ エ	有 限 会 社 シ ー ロ ダ エ	社 会 福 祉 法 人 市 民 協 議 会	社 会 福 祉 法 人 市 民 協 議 会	会 社 法 人 青 仁 会	社 会 福 祉 法 人 青 仁 会
の 一 天 五	三 戸 郡 階 上 の 大 字 平 七	北 津 郡 鶴 岡 の 田 津 一	北 津 郡 鶴 岡 の 田 津 一	む つ 市 中 央 一 丁 目 三	む つ 市 中 央 一 丁 目 三
訪 問 予 護 防	訪 問 予 護 防	訪 問 予 護 防	訪 問 予 護 防	訪 問 予 護 防	訪 問 予 護 防
は し り か み	ヘル ス ン テ ィ フ ォ シ ー	社 会 福 祉 法 人 市 民 協 議 会	社 会 福 祉 法 人 市 民 協 議 会	ビ ル ホ ー ス サ ム ヘ	ビ ル ホ ー ス サ ム ヘ
〇 の 三 七	三 戸 郡 階 上 の 大 字 三 七	北 津 郡 鶴 岡 の 田 津 一	北 津 郡 鶴 岡 の 田 津 一	む つ 市 小 川 一 丁 目 〇	む つ 市 小 川 一 丁 目 〇
	二 五 ・ 三 ・ 一	二 五 ・ 三 ・ 一	二 五 ・ 三 ・ 一	二 五 ・ 三 ・ 一	二 五 ・ 三 ・ 一

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
株式会社朝日介護	株式会社朝日介護	社会福祉法人黒石市社会福祉協議会	社会福祉法人黒石市社会福祉協議会	医療法人青仁会	医療法人青仁会	株式会社あづら	株式会社あづら	株式会社なごみの里	株式会社なごみの里
黒石市八甲三の四	黒石市八甲三の四	黒石市境松一丁目の一	黒石市大字内町六一の一	八戸市大字田面木字赤坂一六の三	八戸市大字田面木字赤坂一六の三	青森市大字幸畑二丁目六の一〇	青森市大字幸畑二丁目六の一〇	弘前市大字藤代二丁目二二の七	弘前市大字藤代二丁目二二の七
居宅介護支援事業所朝日	居宅介護支援事業所朝日	黒石市中央在宅介護支援センター	黒石市中央在宅介護支援センター	居宅介護支援事業所わえみ	居宅介護支援事業所わえみ	居宅介護支援センターみのり	居宅介護支援センターみのり	居宅介護支援事業所なごみの里ひろさき	居宅介護支援事業所なごみの里ひろさき
黒石市大字牡丹平字福民八二の一	黒石市八甲三四の四	黒石市大字内町三一の一九	黒石市大字内町三一の一九	八戸市大字田面木字赤坂二四の一	八戸市大字田面木字赤坂一六の三	弘前市大字城南二丁目一四の六	弘前市大字城南二丁目一四の六	弘前市大字三和字川合五九の一六	弘前市大字藤代二丁目二二の七
二六・二〇〇	二六・二〇〇	二六・一・六	二六・一・六	二五・一〇・五	二五・一〇・五	二四・八・一	二四・八・一	二六・二・一	二六・二・一

青森県告示第三百七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十六年五月七日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	変更日
社会福祉法人弘前豊徳会	社会福祉法人弘前豊徳会	地域包括支援センター	平成二四・四・一
弘前市大字大川中桜川一八の〇	弘前市大字大川中桜川一八の〇	主たる事務所在地	
弘前市第二地域包括支援センター	弘前市第二地域包括支援センター	介護予防支援事業所	
弘前市大字藤野二丁目六の一	弘前市大字大川中桜川一八の〇	名 称	
		所 在 地	

青森県告示第三百七十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十六年五月七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所在地	名称	所在地	指 定 日
社会福祉法人恵生会	三戸郡南部町大字大向字仙ノ木一三二の一	ケアプランセンター八幡のゆ	三戸郡南部町大字小向字八幡一丸の一	平成二六・五・一

青森県告示第三百七十七号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第十三条の四第一項の規定により、心身入院指定病院を次のとおり指定した。

平成二十六年五月七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所在地	指定年月日	指定期限
青森県立つくしが丘病院	青森市大字三内字沢部三五三の九二一	平成二六・四・一	平成二六・三・三

# 公安委員会

青森県公安委員会告示第四十九号

警備業法（昭和四十七年法律第一百七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第一号。以下「講習規則」という。）第二條の規定により公示する。

平成二十六年五月七日

青森県公安委員会委員長 今 井 高 志

- 一 講習の区分
  - 法第二條第一項第三号に規定する警備業務に係る新規取得講習
- 二 実施期間及び実施時間
  - 平成二十六年六月十七日（火）から同月二十四日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前九時から午後四時五十五分まで
- 三 実施場所
  - 青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館
- 四 受講定員
  - 九人（予定）
- 五 受講対象者
  - 受講申込日において、次のいずれかに該当する者とする。
    - 1 最近五年間に受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

2 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四條に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第二十三條第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

3 検定規則第四條に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

4 検定規則附則第三條の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一條第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

5 旧検定規則第一條第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

## 六 受講申込みの手続

1 受講申込みの受付期間等

(一) 受付期間

平成二十六年五月十九日（月）から同月二十三日（金）までの間

(二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

(三) 受付の締切り

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定人員に達し次第、受付を締め切る。

2 受講申込書の受付場所

青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申込方法

六の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書（申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチ

メートルの写真一葉を貼り付けること。(一) 一通に、受講対象者に該当することを疎明する次の書面一通を添付すること。

(一) 五の1に該当する場合には、警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)(及び履歴書

(二) 五の2に該当する場合には、一級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(の合格証明書の写し

(三) 五の3に該当する場合には、二級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(四) 五の4に該当する場合には、旧一級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(の合格証の写し

(五) 五の5に該当する場合には、旧二級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(の合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 受講手数料

受講手数料三万八千円分を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

七 講習受付時間

講習初日の午前八時三十分から午前九時までの間

八 その他

1 講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

2 受講者は、筆記用具を持参すること。  
九 受講申込みに関する問合せ先

1 青森県警察本部長生活安全部生活安全企画課  
電話〇一七 七二三 四二二一

2 青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)(の生活安全課又は刑事生活安全課

青森県公安委員会告示第五十号

警備業法(昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。)(第二十二條第二項

第一号に規定する警備員指導教育責任者講習(法第二十二條第二項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」とい

う。)(第七條に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「資格者証等」という。)(の交付を受けている者に対する当該資格者証等に係る警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る講習。以下「追加取得講習」という。)(を次のとおり実施するので、講習規則第二條の規定により公示する。

平成二十六年五月七日

青森県公安委員会委員長 今 井 高 志

一 講習の区分

法第二條第一項第三号に規定する警備業務に係る追加取得講習

二 実施期間及び実施時間

平成二十六年六月二十日(金)から同月二十四日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)(午前九時から午後四時まで

三 実施場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

四 受講定員

三人(予定)

五 受講対象者

受講申込日において、受講しようとする警備業務(以下「当該警備業務」という。)(の区分以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者で、かつ、次のいずれかに該当するものとする。

1 最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

2 警備員等の検定等に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。)(第四條に規定する一級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(に係る法第二十三條第四項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)(の交付を受けている者

3 検定規則第四條に規定する二級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

4 検定規則附則第三條の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。)(第一條第二

項に規定する一級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者

5 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

六 受講申込みの手続

1 受講申込みの受付期間等

(一) 受付期間

平成二十六年五月二十日(火)から同月二十三日(金)までの間

(二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

(三) 受付の締め切り

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定人員に達し次第、受付を締め切る。

2 受講申込みの受付場所

青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申込方法

六の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書(申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三〇センチメートル、横の長さ二〇センチメートルの写真一葉を貼り付けること。)(一通及び既に交付を受けている受講に係る警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る資格者証等の写しに、受講対象者に該当することを疎明する次の書面一通を添付すること。

(一) 五の1に該当する場合には、警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)(及び履歴書

(二) 五の2に該当する場合には、一級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(三) 五の3に該当する場合には、二級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(四) 五の4に該当する場合には、旧一級検定(当該警備業務の区分に係るもの

限る。)(の合格証の写し

(五) 五の5に該当する場合には、旧二級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(の合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 受講手数料

受講手数料一万四千円分を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

七 講習受付時間

講習初日の午前八時三十分から午前九時までの間

八 その他

1 講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

2 受講者は、筆記用具を持参すること。

九 受講申込みに関する問合せ先

1 青森県警察本部生活安全全部生活安全企画課  
電話〇一七 七二三 四二一一

2 青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)(の生活安全課又は刑事生活安全課

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目  
番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭